

平成27年7月22日

〒975-0033

福島県南相馬市原町区高見町2丁目30番地6

株式会社フローラ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258、FAX: 052-265-9259)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社の互助会会員契約について、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、条項等につき、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる文言がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成27年8月25日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社の「株式会社フローラ契約約款」（以下、「本件契約約款」といいます。）第23条の契約解除違約金の定めを削除するよう求めます。
- 2 貴社が互助会契約を締結する際には、加入者に対し本件契約約款を交付するよう求めます。

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨1について

- (1) 貴社は、本件契約約款第23条において、契約期間中に互助会契約を中途解約した場合について、所定の契約解除違約金を差し引いた解約返戻金を請求できる、としています。

そして、第23条別表①によりますと、契約解除違約金として、支払回数4回目までは全額が差し引かれ、5回の場合には、1万4700円、6回目以上の場合には、支払済回数が1回増える毎に、差し引かれる額が250円ずつ増えることになっています。

したがって、例えば、20回支払をなした時点で解約した場合、支払総額は6万円（3,000円×20回＝60,000円）から、契約解除違約金1万8450円（14,700円＋250円×15回＝18,500円）が差し引かれ、4万1550円の払戻ししか受けられないこととなります。

- (2) 貴社の互助会契約は、いわゆる前払式特定取引にあたりますが（割賦販売法第2条6項）、「前払式特定取引契約約款及び前払式割賦販売契約約款に定める解約手数料の額の基準について」という通達（52産局第830号昭和53年1月13日）において、前払式特定取引を中途解約した場合に業者が契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として既払金額から控除できる金額の基準が定められています。

差し引かれる費用としては、①契約費用 200円、②募集手数料 契約額15万円超18万円以下の場合に契約額の1%＋6000円、③集金費用 入金額の10%、ただし、1回当たりの費用は200円以下とする、とされています。

そして、②の募集手数料及び③の集金費用は、専ら消費者のもとに出向いて会員の募集及び会員が支払うべき月掛金の集金を行っている場合についてのみ認められるとされています。

貴社の互助会契約についてみると、貴社が専ら消費者のもとに出向いて会員の募集をしたり、月掛金の集金が行われているものではありませんので、中途解約をしたとしても、②募集手数料や③集金費用についての損害は生じません。

したがって、契約の解除に伴い差し引かれる費用としては、上記①の契約費用にあたる200円についてのみ認められるべきです。

ところが、貴社においては、この金額を大幅に超える金額を契約解除違約金として控除されており、明らかに同通達に違反しています。

- (3) また、貴社と同じく冠婚葬祭の相互互助や冠婚葬祭の儀式設備の提供等を業とする株式会社セレマにおける、互助会契約を中途解約した場合の払戻金額が問題となった事案についての大阪高裁平成25年1月25日判決は、月掛け金の振替手数料（60円に第1回目を除く払込みの回数を掛けた金額）及び入金状況通知作成・送付費用等（14.

27円に契約月数を掛けた金額)を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならない、と判示しています。

同判決と比較しても、貴社の契約解除違約金は明らかに高額であり、「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」(消費者契約法9条1号)を超えることは明らかです。

(4) 以上より、互助会契約を中途解約した場合の契約解除違約金について定める本件契約約款第23条は、上記通達及び消費者契約法9条1号に違反し、無効といえます。

したがって、本件契約約款第23条の契約解除違約金の定めを削除していただくよう求めます。

2 申し入れの趣旨2について

また、当団体が消費者から受けた情報によりますと、貴社は、互助会契約締結時、本件契約約款を加入者に交付していませんでした。

消費者契約法3条1項では、事業者は、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならないとされています。

本件契約約款は消費者の権利義務、消費者契約の内容そのものですから、本件契約約款を交付しないことは消費者契約法3条1項に反します。

したがって、貴社が互助会契約を締結するにあたっては、本件契約約款を交付するよう求めます。

以上